

平塚市民憲章

制 定 昭和 57 年 4 月 1 日

(前 文)

わたくしたちのまちは、東海道五十三次の一つの宿場として古く知られていましたが、国鉄が開通してから農・漁・商業に工業が加わり、近代的な都市となりました。不幸にして関東大震災と第二次大戦によって打撃を受けましたが、雄々しく立ち直り、今や湘南屈指の都市として発展をつけております。

北に丹沢、西に富士を仰ぎ、南は相模灘に臨み、おだやかな四季、豊かな水など自然の環境にめぐまれています。

このまちを一層住み心地のよい都市に成長させることがわたくしたちの責任です。市制 50 周年にあたり、わたくしたち平塚市民の生活指標として、ここに市民憲章を制定します。

(主 文)

- 1 わたくしたちは、自然を愛し、秩序をまもり、うるおいのある心を育てます。
- 1 わたくしたちは、心身を鍛え、仕事に励み、明るい家庭をきずきます。
- 1 わたくしたちは、地域の行事にすすんで参加し、友愛の輪を広げます。
- 1 わたくしたちは、心を合わせ、安全なまち、豊かなまちをつくります。
- 1 わたくしたちは、教養を高め、文化をはぐくみ、世界に目を開きます。

平 塚 市 民 憲 章

平塚市民憲章は、昭和 57 年 4 月 1 日、市制施行 50 周年を記念し制定した。市民憲章の普及、啓発に当たっては、憲章額の掲出、憲章板の設置、発行印刷物への掲載等を行っている。

#####

凡 例

- 編成は9編成とし、章は行政主管課別によったが、特別なものは個々にまとめ1章とした。
- 各章のタイトルの右に該当課を表示し、利便を図った。
なお、該当課名は平成31年3月31日現在としている。
- 内容は、原則として平成30年度の実績を取りまとめたもの、又は平成31年3月31日現在のものである。また、年度とあるものは会計年度間（4月から翌年3月まで）、年とあるものは暦年間（1月から12月まで）を表している。
- 別途日付を表記しているものは、その時点のものである。
- 平成30年度の実績については、決算見込みの数値であるので、決算時の数値と若干相違することもある。

#####

目 次

市 勢	地勢、人口	1	
第1編 総 務			
第1章	企 画	総合計画・企画調整、行財政改革の推進、自治基本条例の普及・啓発、行政管理、統計	3
第2章	秘書・広報・広聴・シティプロモーション	秘書、広報、広聴、シティプロモーション	11
第3章	財 政	財政	18
第4章	市 税		25
第5章	財 産 管 理	市有財産、車両管理、市庁舎	34
第6章	出 納 ・ 物 品	出納の概況、物品購入及び契約	39
第7章	工 事 検 査		40
第8章	人 事 ・ 福 利 厚 生	職員の定数、職員研修、福利厚生	41
第9章	情 報 政 策		45
第10章	情報公開・個人情報保護	情報公開、個人情報保護	47
第2編 民 生			
第1章	市 民 窓 口	戸籍・住民基本台帳・窓口業務、市民窓口センター、平塚市聖苑	49
第2章	市 民 生 活	地域組織、コミュニティづくり、平和推進事業、消費者行政、市民相談、市民活動、パブリックコメント手続実施状況	53
第3章	青 少 年 政 策	青少年行政の総合調整、青少年育成地域活動、青少年団体の育成、青少年育成の催事、非行化防止活動の推進、青少年会館、びわ青少年の家、子ども家、青少年広場、青少年国際交流事業、放課後児童健全育成事業	67
第4章	文 化 行 政	文化振興、市民センター	77
第5章	交 流 親 善	国際交流、友好都市	79
第6章	人権・男女共同参画	人権、男女共同参画	82
第7章	防 災	地震対策、風水害対策、自主防災組織、総合防災訓練、平塚市地域防災計画、平塚市国民保護計画、防災行政用無線放送	88
第8章	市 民 安 全	交通安全、放置自転車対策事業、防犯	92
第9章	環 境 保 全	環境政策、公害関係届出・立入検査等、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、埋立て等の規制、自然環境	97
第10章	環 境 衛 生	ごみ処理、ごみの減量化・資源化活動、美化運動、し尿処理、公衆便所の維持管理、狂犬病予防事業、猫の不妊手術及び去勢手術補助金制度、地域猫、水道法関連事業	110

第3編 健康福祉

第1章	福祉政策	地域福祉の推進、自殺対策、保健福祉総合相談窓口、生活困窮者自立支援、成年後見制度、民生委員児童委員、社会福祉基金、福祉会館・南部福祉会館・西部福祉会館・七国荘・余熱利用施設、社会福祉法人関係	117
第2章	高齢福祉		131
第3章	障がい福祉	障がい者の現状、補装具及び日常生活用具、自立支援給付・地域生活支援事業・自立支援医療、相談・手当・重度障害者医療費助成、障がい者ワークステーション事業	134
第4章	生活福祉	生活保護、援護対策	140
第5章	児童（母子）福祉		143
第6章	保険年金	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療	151
第7章	健康	保健衛生、保健センターと救急医療体制	159
第8章	介護保険事業		171
第9章	市民病院		180

第4編 経 済

第1章	産業推進		183
第2章	農業・畜産業	農業、畜産業、土地基盤整備事業	188
第3章	水産業	水産業、漁港整備、平塚市水産物地方卸売市場	193
第4章	商業観光	商業、計量、観光	196
第5章	工業		205
第6章	労働行政		208
第7章	公営事業	競輪事業	211

第5編 建 設

第1章	都市計画	市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市計画道路、地区計画、市民主体のまちづくり、都市景観、屋外広告物、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議、市民病院行きシャトルバス、バス利用促進	212
第2章	開発指導		223
第3章	建築指導		225
第4章	工事請負契約		227
第5章	都市整備	土地区画整理事業、市街地再開発事業等、住居表示、ツインシティ構想の推進	229
第6章	みどり・公園緑地	みどり、公園緑地	233
第7章	道路・橋りょう	道路、橋りょう、街路樹、駅前広場、国県道推進、	240
第8章	建築	市営住宅、建築	245
第9章	下水道	下水道事業会計、公共下水道の制度、公共下水道の整備、公共下水道の管理、農業集落排水の整備、農業集落排水の管理	248

第10章	河川	河川・排水路	254
第11章	海岸の利用		256
第6編 消 防			
第1章	平塚市消防	消防概要、消防人員構成、機械及び通信施設	257
第2章	予防	予防、危険物、査察	264
第3章	警防	出場態勢、火災概況、救急概況	272
第7編 教 育			
第1章	教育行政		276
第2章	教育施設	学校教育施設整備	279
第3章	学校教育	学校現況、就学援助、高等学校等修学支援金、幼稚園就園奨励、学校保健、学校給食、学校安全、教育指導、教育会館、教育研究所、子ども教育相談センター	280
第4章	社会教育	社会教育、文化財の保護とふるさと歴史、公民館、スポーツ、図書館、博物館、市史編さん、美術館	304
第8編 議会・行政委員会等			
第1章	市議会	市議会議員、議会予算、組織、議会運営、議会広報、議場	331
第2章	選挙管理委員会		338
第3章	監査委員会		339
第4章	公平委員会		341
第5章	農業委員会	組織と運営、農業委員会の事務	342
第6章	固定資産 評価審査委員会		346
第9編 公益法人等			
第1章	平塚市土地開発公社		347
第2章	公益財団法人平塚市まちづくり財団		348
第3章	公益財団法人平塚市生きがい事業団		352
第4章	社会福祉法人平塚市社会福祉協議会		355
○	公共施設の概要		358
○	平塚市の行政機構図		384

市

勢

市勢

企画政策課、行政総務課、まちづくり政策課

第1節 地勢

本市は、首都 50 キロ圏にあたる神奈川県ほぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京から東海道本線を西下し約1時間のところに位置する。東方は、相模川をへだて茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川をはさんで大磯町に隣接している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4キロメートルの海岸線から西北に広がる扇型をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっている。背後に丹沢大山山麓を控え、富士箱根連山を遠望する四季温かな気候に恵まれた住みよい土地である。

- 1 市域面積 67.88 平方キロメートル
- 2 位 置 東端……東経 139 度 22 分 32 秒 南端……北緯 35 度 18 分 43 秒
西端……東経 139 度 14 分 19 秒 北端……北緯 35 度 24 分 14 秒
- 3 距 離 東西 約 12.45 キロメートル 南北 約 10.20 キロメートル
- 4 市域の変せん

昭和7年4月市制が施行された当時の市域の面積は、10.50 平方キロメートルであったが、その後、昭和29年7月15日に中郡旭村を、昭和31年9月30日に中郡大野町（豊田村を含む）・神田村・城島村・岡崎村の一部・金田村・土沢村を、昭和32年10月1日に中郡金目村を合併し、現在の市域となっている。

- 5 土地利用状況（都市計画）

平成 28. 11. 1 告示

区域区分	用途地域	面積 (ha)	割合	
			対市街化区域	対市全域
市街化区域	第一種低層住居専用地域	363	11.5	—
	第二種低層住居専用地域	0.7	0.0	—
	第一種中高層住居専用地域	911	28.9	—
	第二種中高層住居専用地域	24	0.8	—
	第一種住居地域	792	25.1	—
	第二種住居地域	5.5	0.2	—
	準住居地域	7.7	0.2	—
	近隣商業地域	188	6.0	—
	商業地域	90	2.9	—
	準工業地域	316	10.0	—
	工業地域	138	4.4	—
	工業専用地域	316	10.0	—
	計	3,152	100.0 %	46.4 %
市街化調整区域	用途地域の指定のない区域	3,636	—	53.6 %
合計		6,788	—	100.0 %

第2節 人口

1 人口の推移

年	世帯数	人 口			人口密度 1 km ² 当たり	世帯当 たりの人数
		計	男	女		
17	99,785	258,958	132,156	126,802	3,819	2.60
22	104,369	260,780	132,048	128,732	3,846	2.50
27	107,397	258,227	129,456	128,771	3,808	2.40
28	108,493	258,126	129,500	128,626	3,806	2.38
29	109,938	258,439	129,635	128,804	3,811	2.35
30	110,984	258,004	129,298	128,706	3,804	2.32

注：17、22、27年は国勢調査結果であり、28、29、30年は推計人口である。

平成22年までの人口密度は総務省統計局が推計した面積（67.80 km²）で算出し、平成27年からは「全国都道府県市区町村別面積調」による参考値の面積（67.82 km²）で算出している。
各年10月1日現在

2 人口移動

年	自 然 動 態			社 会 動 態			増加人口	人 口 増 加 率%
	出 生	死 亡	増 減	転 入	転 出	増 減		
29年中	1,730	2,568	△838	9,691	8,613	1,078	240	0.09
30年中	1,636	2,591	△955	9,398	8,945	453	△502	△0.19

注：人口増加率は、その年中の増加人口をその年1月1日現在の推計人口で除して算出したものである。

3 労働人口（就業状況）

区 分	22年	27年	備 考
15歳以上人口	226,177	224,773	
生産年齢人口	171,018	158,317	15歳～64歳
労働力人口 （労働力率）	133,445 (59.0)	118,179 (52.6)	就業者＋完全失業者 $\left[\frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100 \right]$
就業者 （就業者率）	123,967 (54.8)	113,196 (50.4)	
第1次産業	2,066 (1.7)	1,720 (1.6)	（ ）内は構成比%
第2次産業	36,317 (30.7)	30,462 (28.8)	
第3次産業	79,736 (67.5)	73,727 (69.6)	

注：就業者には分類不能の産業も含む。

国勢調査結果

第1編 総務

企画

秘書・広報・広聴・シティプロモーション

財政

市税

財産管理

出納・物品

工事検査

人事・福利厚生

情報政策

情報公開・個人情報保護

第1章 企画

企画政策課、資産経営課

オリンピック・パラリンピック推進課、行政総務課

第1節 総合計画・企画調整

少子高齢化の進展、人口減少社会への移行、ライフスタイルの多様化、防災・安全意識の高まり、グローバル社会の進展、環境・資源エネルギー問題の顕在化など大きな時代の変革の中で、行政に対する市民ニーズも多様化、高度化し、行政の担う役割はますます大きくなっている。また、地方分権の流れが一段と進む中で、住民に最も身近な自治体として、創意と工夫を活かしたまちづくりを進めることが必要である。一方、日本経済の動向を見ると、国の経済政策により緩やかな回復が続いており、長年続くデフレ脱却に向け前進が見込まれるものの、また課題が残されているなど、国の財政も地方財政もこれまでと同様に厳しい状況である。

これら山積する行政課題に対し、効率的な取組を行うためには、確かな指針とそれを支える具体的計画により、市民と一体となって行政運営に努めていくことが必要であり、計画の円滑な推進を図るためには、総合的な企画・調整の役割がより重要となっている。

1 総合計画の推進

(1) 経過

ア 新市建設計画（昭和36年3月決定）

計画期間（昭和35年度～昭和44年度、10年）

イ 平塚市総合開発計画（昭和45年2月決定）

計画期間（昭和45年～昭和64年、20年）

ウ 第二次平塚市総合開発計画（昭和55年1月決定）

計画期間（昭和55年～昭和69年、15年）

エ 新平塚市総合計画（昭和63年2月決定）

計画期間（昭和63年～平成22年、23年）

オ 平塚市総合計画（平成19年6月決定）

計画期間（平成19年度～平成28年度、10年）

カ 平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～（平成28年2月策定）

本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念を持ち、まちづくりの推進を図っていくものとして、また、「人口減少（から生じる）問題の克服」と「地域経済活性化」を目的とし、国から策定を求められた「地方版総合戦略」と一体的に策定した。

基本計画 平成28年度～平成35年度 8年間

実施計画 平成31年度～平成33年度 3年間（3年間を見据えながら、毎年度見直し）

なお、次の分野別施策と重点施策を推進することで、自治基本条例で定めた「まちづくりの指針」を実現することとしている。

<分野別施策>

- ・本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるもの
 - 「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」
 - 「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」
 - 「自然と人が共生するまちづくり」
 - 「活力とにぎわいのあるまちづくり」

<重点施策>

- ・分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえて取り組むもの
 - 「強みを活かしたしごとづくり」
 - 「子どもを産み育てやすい環境づくり」
 - 「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」
 - 「安心・安全に暮らせるまちづくり」

(2) 進行管理

総合計画の適正な推進を図るため、財務会計システムと連携した行政評価システムによる進行管理を行っている。

平成30年度は、平成29年度に事業計画のあった実施計画事業について、同システムを活用して進行管理を行った。

2 政策決定・調整機能

市行政の重要な運営方針、施策等を審議するために庁議を開催している。また、市行政の円滑な運営を図るため、部長会議、課長会議及び庁議に付議すべき事案を必要に応じて事前に関係部課長で検討する調整会議を開催するとともに、庁内調整の必要な案件について、関係部課での調整を行っている。

3 広域行政の推進

(1) 3市3町広域行政推進協議会

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町及び中井町が相互に連絡協調と融和を図るとともに、行政上の諸施策の共同化を推進し、もってこの地域の一体的な発展を図る目的で組織されている。

事業としては、広域行政上の課題の解決に向けた取り組みを県に要望し、職員を対象にした研修会などを行っている。

(2) 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する両市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図る目的で組織されている。

事業としては、市民交流、職員交流、防災に係る連携、その他の事業を推進し、広域連携を図っている。

第2節 行財政改革の推進

本市の行財政改革は、これまで第1次（昭和61年から昭和63年まで）から、第6次（平成20年度から平成27年度まで）に渡り取組を進めてきた。第6次では「平塚市行政改革大綱」や「平塚市行財政改革実施計画（ひらつか協働経営プラン）」を策定し、「協働」と「経営」の視点から127事業に取り組み、市民と行政が連携・協力しながらまちづくりを進めた。

主な取組としては、特別職給与や職員手当の見直しによる歳出削減、市税収納率向上やネーミングライツ制度の導入による歳入確保策を推進し、約116億円の財政健全化に資する効果があった。

こうした行財政改革に係る取組は、市長を本部長とする「平塚市行財政改革推進本部」において進行管理し、取組成果については「広報ひらつか」や市のホームページ等を通じて公表し、行財政改革に係る取組について透明性を確保した。

第7次行財政改革である「平塚市行財政改革計画(2016-2019)」では、「民間活力の積極的活用による効率化」と「公共施設の総量縮減による持続的管理」を優先課題に掲げ、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などに対応するとともに、効率的・効果的で成果を重視した行政運営を展開することとしている。行財政改革の目的である、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供し、健全な行財政運営を図るため、平成30年度は、民間活力活用事業や公共施設総合的管理事業など27事業に取り組んだ。

1 行政運営の見直し

民間活力活用事業では、「民間活力の活用に係る具体的業務の取組方針について」において、民間活力を活用する方向性とした業務について、導入に向けた取組を進め、「保育園給食調理業務」、「学校給食単独調理場業務」の一部を民間へ委託した。

2 資産活用

ネーミングライツ導入推進事業においては、自主財源の確保とともに、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、提案型ネーミングライツパートナーの随時募集を行った。また、平成24年3月から「Shonan BMW スタジアム平塚」の愛称で導入した平塚競技場のネーミングライツ契約を更新し、契約期間は令和4年2月までとなった。あわせて、平成28年4月から「イシックス馬入のお花畑」の愛称で導入した馬入・光と風の花づつみ、「木村植物園湘南ひらつかパークゴルフ場」の愛称で導入した湘南ひらつかパークゴルフ場の契約も更新し、契約期間はそれぞれ令和6年3月、令和4年3月までとなった。

平成30年度末におけるネーミングライツ導入施設は11施設となっている。

指定管理者制度の推進では、平成31年4月に指定管理者の更新をするため、土屋霊園、軟式庭球場・桃浜町庭球場・大神スポーツ広場、湘南ひらつかパークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広場、勤労会館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館、市営住宅及び共同施設（14住宅）の選定を行った。平成30年度末の制度導入施設は34施設となっている。また、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づき、全施設を対象とする第一次評価（自己評価）、第二次評価（主管課評価）のほか、現指定期間3年目となる平塚栗原ホーム、袖ヶ浜デイサービスセンター、馬入サッカー場・馬入ふ

れあい公園・ひらつかアリーナを対象とする第三次評価（外部委員を含む第三者評価）を行った。

第3節 自治基本条例の普及・啓発

地方分権一括法が施行され、地方分権時代が到来し、地方自治体は、国と対等・協力の関係に位置付けられ、住民の意思に基づいた自己決定や自己責任が求められている。また、住民自治の充実が叫ばれる中、住民との新たな協働の仕組みの構築を求められている。このような背景を踏まえ、住民と行政、あるいは議会が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的なルールを条例として定めたものが「自治基本条例」である。

平塚市自治基本条例は、平成18年9月平塚市議会定例会で可決され、平成18年10月1日に公布・施行した。

制定された自治基本条例を市民に広く周知するため、「平塚市自治基本条例の手引き」や「子ども版平塚市自治基本条例の手引き」、「ビジュアル版(絵葉書)」を随時配布するとともに、市職員研修などにおいて活用し、普及・啓発を図っている。

第4節 行政管理

1 時代の進展に対応する事務の展開

本市は、それぞれの時代背景の下、自主的・計画的に行政運営の効率化・簡素化に取り組んできた。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展や情報化社会への移行等、時代の大きな変化に伴って、行政需要の多様化・高度化は更に進むと想定されている。

加えて地方分権改革が進み、自らの地域のことは自らの責任において決定していくという地域主権の実現に向けて、地域の将来を見据えた自治のしくみづくりに取り組むことが求められるようになり、限られた財源を有効に活用し、ムリ・ムダをなくして効率的な行政運営を図ることによって健全な財政を保ち、将来にわたって持続可能な体制を整える必要がある。

自治基本条例や総合計画の理念に則り、市民の参加・参画による「協働」の自治を推進するために、改めて、市民の暮らしの視点に立って、職務と事務事業の目標を明確にして各部署の連携・調整を密にし、質の高い市民サービスを提供していくことが期待されている。

こうした観点から、組織体制の見直しを進め、平成31年4月1日現在、18部・80課・181担当となっている。

2 文書管理

ファイリング・システムにより、文書を迅速、正確に保管、保存して、いつでも取り出して利用できるように努めている。また、文書事務の効率化及び電子化を進めるため、平成17年度から文書管理システム（文書を電子的に処理するシステム）を稼働した。平成30年度は、文書の電子決裁率が68%を占めた。

庁内の印刷業務は、業務の合理化・効率化のため平成11年10月から民間委託している。平成12

年 10 月には、従来のオフセット印刷に替えて高速印刷機及び軽印刷機を本格的に導入し、さらに平成 22 年度から高速印刷機 2 機体制で作業の効率化を図っている。

浄書状況(委託)		印刷状況		
毛	筆	高速印刷機	軽印刷機	(単位 回転)
件数	枚数			コピー機
162	1,043	6,978,498	2,778,435	4,141,131

印刷用紙等使用状況		
行政総務課用紙(再生紙)	担当課持込用紙	はがき・封筒
3,992,826	829,011	97,014

種別	郵便料金等 (単位:円)		県庁便(発送) (単位:件)
	郵便 ※1	メール便	
差出状況	154,045,570	— ※2	1,369

※1 料金受取人払郵便を含む。

※2 平成 30 年度はメール便は契約していない。

文書保存状況		
東武書庫保存量	廃棄文書	引継ぎ文書
12,199	1,847	1,814

3 条例・規則等の制定

条例、規則その他規程の公布等は、平塚市公告式条例に基づいて市庁舎前の掲示場に掲示して行っているが、平成 30 年度に制定された条例、規則等の件数は、次のとおりである。

区分	条例	市長規則	市長規程	議会規則等	選挙委規程	監査委規程	農業委規則等	教育委規則等	公平委規則等	固評委規程	消防本部規程	病院規程	計
新設	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8
改正	34	30	7	0	2	0	0	4	1	0	0	5	83
廃止	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

また、庁内及び市民の利便を図るため、平成13年8月に、これらの条例、規則等を庁内インターネットで検索・確認できるよう整備し、平成14年6月からインターネットで公開している。

第5節 統計

1 国及び県の統計調査

区分	統計調査名	調査対象	周期	調査目的
国の委託統計調査	学校基本調査 (文部科学省)	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国全ての学校	毎年	学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況、施設、経費などの学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにし、教育行政諸施策の基礎資料を得る。
	工業統計調査 (経済産業省)	日本標準産業分類のうち製造業に属する事業所	毎年※	事業所数、従業員数、製造品出荷額、原材料使用額などを調査し、工業の実態を明らかにするとともに、工業関係諸施策の基礎資料を得る。
	住宅・土地統計調査 (総務省)	総務大臣が指定する調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯	5年ごと	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得る。
	漁業センサス (農林水産省)	農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業協同組合	5年ごと	漁村、水産物流通、加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、漁業の生産構造、就業構造を明らかにすることにより、水産行政諸施策の基礎資料を得る。
	経済センサス調査区管理 (総務省)		毎年	調査区を管理し、各種統計調査実施のための基礎資料とする。
県の委託統計調査	神奈川県年齢別人口統計調査	移動人口	毎年	毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。
	神奈川県人口統計調査	移動世帯及びその構成員	毎年	常住人口に関する基本的状況と毎月の人口移動を明らかにし、各種行政及びその他の事務の処理に資する。

※経済センサス-活動調査を実施する年の前年を除く。

2 刊行物

(1) 人口速報	毎 月	100 部	毎月の人口の増減及び人口移動について、状況を明らかにしたもの。
(2) 平塚市統計書 (第 44 回)	年 1 回	160 部	平塚市の人口、経済、社会及び文化など各分野に渡る基本的資料を収録し、市政の現状及びその推移発展のあとを明らかにしたもの。

第2章 秘書・広報・広聴・シティプロモーション

秘書広報課、市民情報・相談課

第1節 秘書

1 名誉市民

本市の産業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をされ、広く市民の敬仰的となっている方に対し、その功績と榮譽をたたえることにより、市民の敬慕の情をあらわすことを目的とし、昭和40年に制定された平塚市名誉市民条例に基づき、名誉市民の称号を贈っている。

これまでに名誉市民の称号を受けられた方

- (1) 河野一郎氏（昭和40年7月27日追贈）
- (2) 比企能達氏（昭和43年12月25日追贈）
- (3) 河野謙三氏（昭和58年9月30日贈）

2 市功労者

昭和27年に制定された平塚市功労者表彰条例に基づき、行政関係者のほか、産業経済、福祉、保健衛生等本市の公共の福祉の増進に尽力された方、また、教育、芸術、科学等本市文化の向上に寄与された方を、市議会の議決を経て、市功労者として表彰している。

平成31年3月31日現在で54人となっている。

第2節 広報

広報は、市民と行政を結ぶコミュニケーションの大きな手段であり、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティーFM放送など、さまざまなメディアの特長を生かしながら、本市の政策や市民生活に密着した情報を、市民が理解しやすいように発信している。また、日刊紙、テレビ局、ローカル紙などのメディアにも積極的に情報を提供している。

1 出版印刷広報

(1) 広報ひらつか

市政情報やまちの話題などを記事にまとめて発行している。

平成22年4月発行号から、情報をより分かりやすく市民に伝えるため、紙面構成を見直した。超高齢社会に対応するため文字を大きくし、写真などを多用することで、分かりやすい構成とした。併せて、色使いについては、視覚障がい者らに配慮した。また発行日についても、毎月1日・15日から第1金曜日・第3金曜日に変更し、ポスティングによる全戸配布を開始した。さらに、平成23年10月から、第3金曜日号も8ページ化した。

○形式 タブロイド判 第1・第3金曜日号8ページ（全面カラー）

○発行 毎月第1・第3金曜日（平成31年3月第3金曜日号115,114部）

○配布 ポスティングで、発行日を含め3日間で全戸配布。

○経歴 昭和24年10月創刊、平成5年5月から月2回発行、平成31年3月末現在1123号。

○ウェブサイトの活用 平成11年7月15日号から、平塚市ウェブサイトなどで掲載内容を発信。平成25年12月、広報ひらつか1000号発行に合わせて「広報ひらつかデジタルアーカイブ」を公開。これまでの広報紙をデジタル化し、インターネットで閲覧できるようにした。

(2) 点字広報紙

毎月2回発行。「広報ひらつか」のほぼ全文を掲載し、希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○製作 平成31年3月第3金曜日号36部

○経歴 昭和45年4月創刊、平成31年3月末現在896号

(3) 声の広報紙

毎月2回発行。「広報ひらつか」の内容を録音したデジター・CDを作成し、社会福祉協議会などの協力を得て、平成31年3月第3金曜日号は37部製作。希望する市内の視覚障がい者（平成31年3月末現在34人）に郵送している。

(4) 電子書籍版広報紙

平成23年3月からスマートフォンなどで読めるEPUB形式の電子書籍版広報ひらつかの配信をしていたが、平成28年4月からはEPUB形式の配信を止め、代わりにスマートフォンやタブレットPC端末で電子書籍が読めるアプリケーションソフトによる配信を開始した。最新号の発行に併せて自動的に端末に知らせる機能や、記事をSNSでシェアできる機能などがある。

(5) 市民生活ガイドブック

転入者が本市で暮らし始めるときに戸惑うことがないように、転入手続きの際に市民課窓口で配布している。市の事業・制度、公共施設の利用案内などを掲載するとともに、歴史・文化・自然など市のあらましを紹介している。2019年度版は全戸配布したほか希望者には市庁舎本館1階総合案内、公民館などの公共施設や商業施設などで配布している。

○発行部数 127,000部（全戸配布分含む） A4判 116ページ（フルカラー）

2 視聴覚広報

(1) 映像広報

市政の動きや市からのお知らせなどの番組を制作し、放送している。

ア ケーブルテレビ湘南チャンネル

○企画番組「ひらつかビジョン」（6本）

イ ビデオ・DVDの活用

本市が制作した番組のビデオやDVDを、図書館などで貸し出している。

ウ ウェブサイトの活用

平成14年12月から、平塚市ウェブサイト「平塚市関連テレビ番組の紹介」（現：メディア情報）コーナーを開設し、番組の放送時間などの情報を発信している。また、平成21年12月からは「YouTube」でも映像番組を配信している。

(2) コミュニティーFM放送

市からのお知らせ、行事、イベント情報などをFM湘南ナパサで放送している。

○平塚市広報だより（内容は週替り）

○平塚市スポットアナウンス（緊急情報などを随時提供）

3 その他

(1) インターネット

平成8年12月に「平塚市ウェブサイト」を開設し、本市情報の発信を開始した。平成14年には全課から情報を発信している。平成19年2月にコンテンツ・マネジメント・システム（ウェブサイト管理するソフトウェア）を導入し、平塚市ウェブサイト全体をリニューアルした。これに伴い、各課での内容更新が可能となり、迅速で柔軟な対応ができるようになった。さらに、平成23年12月に再度リニューアルし、ウェブサイトに関する国内外の規格を満たせるようにした。デザインを一新し、情報分類を見直すとともに、シンプルで分かりやすいページ構成とした。また、平成15年5月から市議会会議録をインターネットで公開。平成18年9月からトップページにバナー広告（有料広告）の掲載を開始した。平成19年3月から「よくある質問とその回答集（FAQ）」を掲載して、内容の改善及び充実を図っている。ほかにも、平成24年4月には5カ国語に対応した自動翻訳サービスを導入、平成26年6月には、トップページと第2階層、子育てページでスマートフォン専用画面を公開した。平成29年3月には3度目となる平塚市ウェブサイトの全面リニューアルを行った。リニューアルにあたり、ページの分類方法を見直し、知りたい情報を探しやすいウェブサイトへと刷新するとともにスマートフォンなどの機器に合わせて操作性を高めるウェブデザインを導入した。

○平塚市ウェブサイトアクセス件数（平成30年度） 6,060,632件

(2) 報道発表

平塚記者クラブに加盟する新聞記者、放送記者及び地元報道機関に対して、定例記者会見を開催している。また、プレスサービスとして積極的に市政の報道発表を実施している。

平成13年3月から、平塚市ウェブサイト「平塚市記者発表」を開設し、定例記者会見の内容を発信、さらに同年5月から記者発表資料も提供している。また、同年11月からは、報道機関に対して電子メールで記者発表資料を発信している。平成30年度の発信件数は307件。

(3) 広報板

市内各地に74基の広報板を設置し、毎月2回、各種の行政ポスターを掲出している。

(4) 広報車

市主催による各種大会や、パレードの先導などに活用している。また、地震、津波、台風などの災害時にも出動し、災害対策車として市民に注意を呼び掛ける。

第3節 広聴

市民の声は「明るく住みよいまちづくり」、「市民本位の市政」を推進するための源であり、市民と行政との良好な相互関係を構築するための貴重な情報である。これら市政に対する市民の意見、提案などを積極的にとらえ、可能な限りこれを市政に反映するために、「市長への手紙」をはじめいろいろな広聴活動を行っている。

1 広聴手段

(1) 市長への手紙

市民の声を積極的に聴取するため、昭和55年5月から実施している。

(2) 投書等

郵送によるもの、電話やファクスによるもの等がある。ファクスについては、平成7年9月から送料市払いにより24時間受信可能なフリーダイヤル「なでしこファクス」を開設している。

(3) 広聴メモ

市職員一人一人が受けた行政に対する市民の声をその場でメモし、市政に反映させることを目的として昭和42年9月から実施している。

(4) 電子メール

本市ウェブの中に、平成10年5月から「私の提案」を開設している。

(5) 陳情等

各種団体や政党等から寄せられるものとして、陳情書や要望書等がある。

(6) 市民と市長の対話集会

市民と協働して魅力あるまちづくりを進めるため、市民と直接対話を行うことで、市民の視点からの発想を生かした行政運営を推進していくとともに、市政への理解を深めてもらうことを目的として市民と市長の対話集会を実施した。

市民が個人として参加する「市長と語ろう！ほっとミーティング」については、3地区の公民館を会場に、「子育て・高齢福祉・安心安全」をテーマにして、開催地区の市民（在勤、在学も含む）を対象に開催し、計65人（参加者15人、傍聴者50人）の市民の参加があった。

また、大学生を対象に「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて平塚を盛り上げよう」をテーマにして1回開催し、計11人の学生の参加があり、市長との意見交換を踏まえた活性化案を市長に報告した。

2 広聴手段別の要望内訳

平成30年度は、一般広聴（市長への手紙、電子メール、ファクス、投書、電話、来庁等）及び陳情等の方法によって444通、1,594件の要望が市に寄せられた。

広聴手段別	30年度	
	通数	件数
一般広聴	358	542
市長への手紙	159	234
投書	52	113
電話	22	31
来庁	2	2
広聴メモ	22	32
ファクス	10	13
電子メール	86	112
県情報公開広聴課からの照会	1	1
ほっとミーティング	4	4
陳情等	86	1,052
合計	444	1,594

第4節 シティプロモーション

近年、全国の自治体で、定住人口の獲得や観光客の誘致などを目的として、さまざまなシティプロモーションの取り組みが行われている。

本市においても、選ばれるまち、住み続けたいまちを目指し、平成27年11月に平塚市シティプロモーション指針を策定するとともに、平成28年7月に「手をつなぎたくなる街 湘南ひらつか」のスローガンとロゴマークを決定し、シティプロモーションを本格的にスタートした。平成29年2月には都市イメージの向上を目指した平塚市ブランディング戦略を策定するなど、新たな魅力づくりや多方面に向けた情報発信を進め、都市イメージの向上や定住促進の魅力発信に取り組んでいる。



手をつなぎたくなる街

1 ご当地婚姻届

平成28年6月に、ゼクシィとのコラボレーションにより、「まちキュンご当地婚姻届」を神奈川県下で初めて導入した。全国的に有名な平塚市の七夕まつりをテーマに、七夕飾りの吹き流しや天の川をモチーフにしたオリジナルデザインであり、全国どこの自治体の窓口でも提出できる公式な婚姻届である。

2 インスタグラムを活用した魅力発信

平成28年7月に、平塚市公式アカウント「hiratsukagood」を開設し、平塚市の日常や魅力的な風景などを発信しているほか、「#hiratsukagood」のハッシュタグを使ったフォトキャンペーンを実施し、投稿作品を様々なプロモーション活動に活用した。また、投稿が多数集まったことから、写真展を市内の商業施設等で開催した。

3 ウェブマガジンによる魅力発信

平成29年5月から、湘南エリアの魅力を発信する2つのウェブマガジンに、本市の魅力を紹介する記事を掲載している。

4 動画による魅力発信

平成30年8月に、平塚市の暮らしやすさや子育て環境の良さを紹介する動画「湘南で子育てするなら平塚市」を制作し、ウェブ上で公開するとともに、ららぽーと湘南平塚や新橋ファロシテlevision、映画館広告として放映した。

5 平塚地下道ミュージアム

平塚まちなか美術館実行委員会に委託し、平塚駅前広場地下道内の階段と南北通路の壁面に、アート作品を展示する「平塚地下道ミュージアム」を平成29年11月に開設した。さらに、平塚駅前広場地下道内の西側通路の壁面を中心に、アート作品を展示する「続・平塚地下道ミュージアム」を平成30年11月に開設した。

6 湘南平に恋人たちのモニュメント「ainowa」の設置

平成30年3月に、高麗山公園レストハウス（湘南平）に、恋人たちなどが南京錠をかけたり記念撮影をしたりできるモニュメント「ainowa」を設置した。

7 定住促進魅力発信

(1) 定住促進ウェブサイト制作

平成30年5月に、「湘南で子育てするなら平塚市」をスローガンに定住面での平塚の魅力を幅広く発信し、市外からの転入者を増やすため、ウェブサイトを作成した。

(2) 小冊子「ひらつかウエルカムガイド」制作

平成30年8月に、定住促進ウェブサイトの内容をまとめた小冊子を制作し、市内外の不動産店舗、子育てイベント、産科・婦人科・小児科等で配布した。

(3) 交通広告の実施

平成30年12月に、JR上野東京ライン・湘南新宿ラインに窓上ポスター広告を掲出した。

8 #hiratsukagood 動画コンテスト

平成30年5月から12月まで、あなたが考える「#hiratsukagood」をテーマにした動画作品を募集する「#hiratsukagood 動画コンテスト」を実施した。

第3章 財政

財政課

第1節 財政

平成31年度当初予算の歳入歳出予算は、一般会計が807億8,000万円（対前年度比0.3%減）、特別会計5会計では667億5,410万円（対前年度比14.1%減）、病院事業会計は150億7,100万円（対前年度比1.1%増）、下水道事業会計は136億2,600万円（対前年度比8.2%減）となっており、全会計を合わせた予算額は1,762億3,110万円となり、前年度に比べ6.5%減となった。

平成30年度全会計における決算額（以下における額は、全て見込額）は、歳入歳出予算額1,948億4,634万8千円に対し、歳入決算額1,860億8,032万5千円（対前年度比4%減）、歳出決算額は、1,836億3,819万3千円（対前年度比4.3%減）であった。

このうち一般会計は、歳入歳出予算額870億7,043万4千円に対する歳入決算額は853億9,373万2千円、歳出決算額は823億4,897万円であった。歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越す事業に充てる財源3億4,527万1千円を差し引いた実質収支は26億9,949万1千円の黒字決算となり、単年度収支は4億8,552万1千円の赤字となった。また、積立金を加え、積立金の取り崩しを差し引いた実質単年度収支においては4億8,205万6千円の赤字となった。

全会計における市債残高は1,067億6,658万5千円であり、前年度末現在高と比べると20億2,196万9千円（1.9%）の減となった。平成30年度の主な市債は、臨時財政対策債の12億円、相模小学校移転整備事業の17億7,040万円などである。

1 予算

(1) 会計別予算額

(単位：千円)

区 分		30年度 当初予算額	30年度 最終予算額	31年度 当初予算額
一 般 会 計		81,000,000	87,070,434	80,780,000
特 別 会 計	競輪事業特別会計	27,823,000	25,291,334	16,943,000
	国民健康保険事業特別会計	27,850,000	28,198,978	27,230,000
	水産物地方卸売市場事業特別会計	15,800	16,836	17,100
	介護保険事業特別会計	18,896,000	19,749,664	19,236,000
	後期高齢者医療事業特別会計	3,154,000	3,209,387	3,328,000
	計	77,738,800	76,466,199	66,754,100
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	14,908,000	15,694,765	15,071,000
	下水道事業会計	14,838,000	15,614,950	13,626,000
	計	29,746,000	31,309,715	28,697,000
合 計		188,484,800	194,846,348	176,231,100

注：最終予算額は、前年度からの繰越分を含む

(2) 一般会計款別予算額
歳入

(単位:千円、%)

区 分	30年度		31年度		比較(31-30年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
市税	43,226,388	53.4	43,655,623	54.0	429,235	1.0
地方譲与税	470,000	0.6	470,000	0.6	0	0.0
利子割交付金	30,000	0.0	40,000	0.1	10,000	33.3
配当割交付金	160,000	0.2	220,000	0.3	60,000	37.5
株式等譲渡所得割交付金	100,000	0.1	230,000	0.3	130,000	130.0
地方消費税交付金	4,270,000	5.3	4,270,000	5.3	0	0.0
ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.1	40,000	0.1	0	0.0
自動車取得税交付金	170,000	0.2	230,000	0.3	60,000	35.3
地方特例交付金	200,000	0.2	200,000	0.2	0	0.0
地方交付税	700,100	0.9	550,100	0.7	△ 150,000	△ 21.4
交通安全対策特別交付金	40,000	0.0	30,000	0.0	△ 10,000	△ 25.0
分担金及び負担金	1,029,942	1.3	1,054,756	1.3	24,814	2.4
使用料及び手数料	1,499,395	1.9	1,534,650	1.9	35,255	2.4
国庫支出金	14,285,261	17.6	13,407,791	16.6	△ 877,470	△ 6.1
県支出金	5,527,441	6.8	5,764,503	7.1	237,062	4.3
財産収入	99,644	0.1	94,347	0.1	△ 5,297	△ 5.3
寄附金	28,911	0.0	29,911	0.0	1,000	3.5
繰入金	1,347,385	1.7	826,507	1.0	△ 520,878	△ 38.7
繰越金	1,300,000	1.6	1,000,000	1.2	△ 300,000	△ 23.1
諸収入	3,048,933	3.8	3,030,812	3.8	△ 18,121	△ 0.6
市債	3,426,600	4.2	4,101,000	5.1	674,400	19.7
計	81,000,000	100.0	80,780,000	100.0	△ 220,000	△ 0.3

歳出

(単位:千円、%)

区 分	30年度		31年度		比較(31-30年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
議会費	460,464	0.6	448,861	0.6	△ 11,603	△ 2.5
総務費	6,758,560	8.3	6,771,292	8.4	12,732	0.2
民生費	37,646,919	46.5	37,644,026	46.6	△ 2,893	△ 0.0
衛生費	7,529,524	9.3	6,963,707	8.6	△ 565,817	△ 7.5
労働費	233,175	0.3	233,306	0.3	131	0.1
農林水産業費	740,719	0.9	871,735	1.1	131,016	17.7
商工費	1,988,977	2.4	2,038,006	2.5	49,029	2.5
土木費	10,618,372	13.1	10,294,485	12.7	△ 323,887	△ 3.1
消防費	2,541,503	3.1	2,833,821	3.5	292,318	11.5
教育費	6,614,656	8.2	6,799,350	8.4	184,694	2.8
公債費	5,392,131	6.7	5,406,411	6.7	14,280	0.3
諸支出金	375,000	0.5	375,000	0.5	0	0.0
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	81,000,000	100.0	80,780,000	100.0	△ 220,000	△ 0.3

(3) 一般会計経費別予算額

(単位：千円、%)

区 分		30年度		31年度		比較(31-30年度)	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
義務的経費	人件費	15,911,416	19.6	15,730,322	19.5	△ 181,094	△ 1.1
	扶助費	23,371,055	28.9	23,564,847	29.1	193,792	0.8
	公債費	5,392,124	6.7	5,406,403	6.7	14,279	0.3
	計	44,674,595	55.2	44,701,572	55.3	26,977	0.1
投資的経費	普通建設事業費	5,382,829	6.6	5,232,758	6.5	△ 150,071	△ 2.8
	災害復旧事業費	-	-	-	-	-	-
	計	5,382,829	6.6	5,232,758	6.5	△ 150,071	△ 2.8
その他	物件費	11,459,732	14.1	11,870,646	14.7	410,914	3.6
	補助費等	10,020,536	12.4	9,802,325	12.1	△ 218,211	△ 2.2
	維持補修費	996,030	1.2	1,079,098	1.3	83,068	8.3
	繰出金	5,733,928	7.1	5,849,421	7.3	115,493	2.0
	積立金	49,350	0.1	51,513	0.1	2,163	4.4
	投資及び出資金	-	-	9,667	0.0	9,667	皆増
	貸付金	2,583,000	3.2	2,083,000	2.6	△ 500,000	△ 19.4
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	30,942,576	38.2	30,845,670	38.2	△ 96,906	△ 0.3	
合 計		81,000,000	100.0	80,780,000	100.0	△ 220,000	△ 0.3

2 決算

(1) 会計別決算額

(単位：千円)

区 分		歳入決算額		歳出決算額	
		29年度	30年度 (見込)	29年度	30年度 (見込)
一 般 会 計		86,083,922	85,393,732	82,431,355	82,348,970
特 別 会 計	競輪事業特別会計	27,436,288	24,690,426	26,937,954	24,119,602
	国民健康保険事業特別会計	31,921,141	27,176,476	31,151,141	26,965,571
	水産物地方卸売市場事業特別会計	15,504	17,560	15,254	16,263
	介護保険事業特別会計	18,309,021	19,365,538	17,553,805	18,544,360
	後期高齢者医療事業特別会計	3,253,561	3,221,102	3,188,174	2,999,448
	計	80,935,515	74,471,102	78,846,328	72,645,244
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	15,431,762	14,545,714	17,370,041	15,227,453
	下水道事業会計	11,286,391	11,669,777	13,185,307	13,416,526
	計	26,718,153	26,215,491	30,555,348	28,643,979
合 計		193,737,590	186,080,325	191,833,031	183,638,193

(2) 一般会計款別決算額

歳 入

(単位:千円、%)

区 分	29年度		30年度		比較(30-29年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
市税	43,807,930	50.9	43,792,260	51.3	△ 15,670	△ 0.0
地方譲与税	489,273	0.6	495,451	0.6	6,178	1.3
利子割交付金	46,845	0.1	43,814	0.1	△ 3,031	△ 6.5
配当割交付金	220,277	0.3	183,776	0.2	△ 36,501	△ 16.6
株式等譲渡所得割交付金	237,185	0.3	161,193	0.2	△ 75,992	△ 32.0
地方消費税交付金	4,360,196	5.0	4,599,493	5.4	239,297	5.5
ゴルフ場利用税交付金	44,010	0.1	43,363	0.1	△ 647	△ 1.5
自動車取得税交付金	264,810	0.3	263,363	0.3	△ 1,447	△ 0.5
地方特例交付金	202,102	0.2	243,006	0.3	40,904	20.2
地方交付税	1,060,660	1.2	895,559	1.0	△ 165,101	△ 15.6
交通安全対策特別交付金	38,923	0.0	35,567	0.0	△ 3,356	△ 8.6
分担金及び負担金	1,026,712	1.2	1,051,453	1.2	24,741	2.4
使用料及び手数料	1,560,957	1.8	1,576,982	1.9	16,025	1.0
国庫支出金	13,541,143	15.7	13,376,369	15.7	△ 164,774	△ 1.2
県支出金	5,258,032	6.1	5,366,714	6.3	108,682	2.1
財産収入	264,700	0.3	293,697	0.3	28,997	11.0
寄附金	30,063	0.0	30,384	0.0	321	1.1
繰入金	1,355,345	1.6	759,711	0.9	△ 595,634	△ 43.9
繰越金	3,944,197	4.6	3,652,568	4.3	△ 291,629	△ 7.4
諸収入	3,964,762	4.6	3,364,609	3.9	△ 600,153	△ 15.1
市債	4,365,800	5.1	5,164,400	6.0	798,600	18.3
計	86,083,922	100.0	85,393,732	100.0	△ 690,190	△ 0.8

歳 出

(単位:千円、%)

区 分	29年度		30年度		比較(30-29年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
議会費	446,484	0.5	446,824	0.5	340	0.1
総務費	9,955,086	12.1	8,725,247	10.6	△ 1,229,839	△ 12.4
民生費	36,625,986	44.4	36,111,195	43.9	△ 514,791	△ 1.4
衛生費	7,425,200	9.0	7,259,903	8.8	△ 165,297	△ 2.2
労働費	230,933	0.3	231,089	0.3	156	0.1
農林水産業費	659,919	0.8	783,359	1.0	123,440	18.7
商工費	1,957,209	2.4	1,960,506	2.4	3,297	0.2
土木費	10,105,078	12.2	9,727,595	11.8	△ 377,483	△ 3.7
消防費	2,461,720	3.0	2,566,011	3.1	104,291	4.2
教育費	6,426,134	7.8	8,844,017	10.7	2,417,883	37.6
公債費	5,448,671	6.6	5,301,700	6.4	△ 146,971	△ 2.7
諸支出金	630,000	0.8	375,000	0.5	△ 255,000	△ 40.5
災害復旧費	58,935	0.1	16,524	0.0	△ 42,411	△ 72.0
計	82,431,355	100.0	82,348,970	100.0	△ 82,385	△ 0.1

(3) 一般会計経費別決算額

(単位：千円、%)

区 分		29年度		30年度		比較(30-29年度)	
		決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増減額	増減率
義務的 経費	人件費	14,890,344	18.1	15,303,587	18.6	413,243	2.8
	扶助費	23,166,061	28.1	23,242,266	28.2	76,205	0.3
	公債費	5,448,665	6.6	5,301,694	6.4	△ 146,971	△ 2.7
	計	43,505,070	52.8	43,847,547	53.2	342,477	0.8
投資的 経費	普通建設事業費	6,703,695	8.1	6,584,328	8.0	△ 119,367	△ 1.8
	災害復旧事業費	58,935	0.1	16,524	0.0	△ 42,411	△ 72.0
	計	6,762,630	8.2	6,600,852	8.0	△ 161,778	△ 2.4
そ の 他	物件費	10,402,809	12.6	10,851,333	13.2	448,524	4.3
	補助費等	7,315,152	8.9	7,243,969	8.8	△ 71,183	△ 1.0
	維持補修費	993,408	1.2	1,104,362	1.3	110,954	11.2
	繰出金	7,955,591	9.6	7,460,623	9.1	△ 494,968	△ 6.2
	積立金	1,115,695	1.4	1,947,284	2.4	831,589	74.5
	投資及び出資金	1,055,000	1.3	716,000	0.9	△ 339,000	△ 32.1
	貸付金	3,326,000	4.0	2,577,000	3.1	△ 749,000	△ 22.5
	計	32,163,655	39.0	31,900,571	38.8	△ 263,084	△ 0.8
合 計	82,431,355	100.0	82,348,970	100.0	△ 82,385	△ 0.1	

(4) 公営企業会計決算額

(単位：千円)

病院事業会計	収入決算額		支出決算額	
	29年度	30年度 (見込)	29年度	30年度 (見込)
収益的収支	12,671,917	13,807,684	13,527,738	13,759,779
資本的収支	2,759,844	738,030	3,842,303	1,467,674

下水道事業会計	収入決算額		支出決算額	
	29年度	30年度 (見込)	29年度	30年度 (見込)
収益的収支	8,507,353	8,404,079	7,657,858	7,334,271
資本的収支	2,779,038	3,265,698	5,527,449	6,082,255

3 市債現在高

令和元年5月31日現在(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高	
		決算年度中 借入額	決算年度中 元金償還額		
一 般 会 計	普通債	29,477,086	3,947,900	2,911,365	30,513,621
	総務	5,587,167	49,100	327,588	5,308,679
	民生	1,398,685	78,700	97,745	1,379,640
	衛生	6,812,180	150,500	723,506	6,239,174
	農林水産	139,575	92,700	32,613	199,662
	土木	7,863,393	1,327,400	919,745	8,271,048
	住宅	1,346,571	103,400	126,632	1,323,339
	消防	1,426,243	40,200	137,608	1,328,835
	教育	4,903,272	2,105,900	545,928	6,463,244
	災害復旧債	101,680	16,500	6,070	112,110
	農林水産	48,280		6,070	42,210
	土木	21,900			21,900
	教育	31,500	16,500		48,000
	その他	24,460,955	1,200,000	2,044,063	23,616,892
	減税補てん債	1,567,448		382,950	1,184,498
	臨時財政対策債	22,893,507	1,200,000	1,661,113	22,432,394
	小計	54,039,721	5,164,400	4,961,498	54,242,623
公 営 企 業 会 計	病院	13,159,589	573,500	593,535	13,139,554
	下水道	41,589,244	1,616,800	3,821,636	39,384,408
	小計	54,748,833	2,190,300	4,415,171	52,523,962
合 計	108,788,554	7,354,700	9,376,669	106,766,585	

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

4 市債現在高（利率別）

令和元年5月31日現在（単位：千円）

一般会計

区分	30年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政府資金	29,142,176	28,761,491	337,165	35,366	7,495	659	
内訳	財政融資	25,707,407	25,370,242	337,165			
	簡保	1,901,677	1,858,157		35,366	7,495	659
	貯	1,533,092	1,533,092				
県貸付金	1,612,850	1,579,968	11,569		21,313		
市内金融機関	7,904,723	7,904,723					
地方公共団体金融機構	8,350,597	8,282,368	68,229				
共済等	7,232,277	7,232,277					
計	54,242,623	53,760,827	416,963	35,366	28,808	659	

病院事業会計

区分	30年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
財政融資	167,579						167,579
市内金融機関	1,330,500	1,330,500					
地方公共団体金融機構	10,887,575	10,887,575					
その他金融機関	753,900	753,900					
計	13,139,554	12,971,975					167,579

下水道事業会計

区分	30年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政府資金	21,121,008	8,981,220	5,687,698	1,011,920	975,130	866,114	3,598,926
内訳	財政融資	10,495,810	3,370,472	1,688,860	1,011,920	975,130	866,114
	簡保	10,625,198	5,610,748	3,998,838			
県貸付金	857,034	430,688	346,838	79,508			
市内金融機関	1,213,700	1,213,700					
地方公共団体金融機構	15,592,666	10,229,995	3,157,082	368,887	521,566	595,536	719,600
その他金融機関	600,000	600,000					
計	39,384,408	21,455,603	9,191,618	1,460,315	1,496,696	1,461,650	4,318,526

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

第4章 市税

納税課、市民税課、固定資産税課

1 市税

(1) 平成30年度市税収入状況(決算見込)

(単位 千円)

区分		納税義務者数	予算額	調定額	収入額	徴収率
市民税		133,505	19,112,519	19,568,184	19,310,335	98.68
内訳	個人	127,033	15,205,808	15,651,296	15,401,735	98.41
	法人	6,472	3,906,711	3,916,888	3,908,600	99.79
固定資産税		95,490	19,092,241	19,287,952	19,176,372	99.42
内訳	土地家屋	92,887	15,917,080	16,055,393	15,944,719	99.31
	償却資産	2,590	3,095,000	3,152,397	3,151,491	99.97
	交付金	13	80,161	80,162	80,162	100.00
軽自動車税		78,460	420,098	444,879	433,297	97.40
市たばこ税		-	1,789,671	1,730,844	1,730,844	100.00
特別土地保有税		-	0	0	0	-
都市計画税		85,095	2,608,317	2,613,152	2,595,652	99.33
現年課税分計		-	43,022,846	43,645,011	43,246,500	99.09
滞納繰越分		-	483,542	1,792,310	545,760	30.45
市税合計		-	43,506,388	45,437,321	43,792,260	96.38

(2) 市税調定(現年課税分)の前年対比率

区分	29年度		30年度	
	構成割合	調定額伸率	構成割合	調定額伸率
市民税	44.3 %	4.0 %	44.8 %	0.9 %
個人	35.4	1.4	35.8	0.9
法人	8.9	15.5	9.0	1.1
固定資産税	44.6	2.8	44.2	△1.1
土地家屋	37.3	1.7	36.8	△1.5
償却資産	7.1	8.5	7.2	0.8
交付金	0.2	△3.9	0.2	△0.1
軽自動車税	1.0	4.6	1.0	4.9
市たばこ税	4.1	△5.6	4.0	△3.1
特別土地保有税	0.0	-	0.0	-
都市計画税	6.0	1.5	6.0	△1.4
計	100.0	2.9	100.0	△0.2

(3) 市税の負担状況

区 分	29年度	30年度
1 世帯当たりの額	396,272 円	391,692 円
伸び率	1.6 %	△1.2 %
市民1人当たりの額	169,608 円	169,496 円
伸び率	2.8 %	△0.1 %

現年課税分調定決算見込額(平成30年度)

世帯数または人口 (平成31年4月1日現在)

(4) 市税の徴収に要する経費に関する調べ

区 分		29年度	30年度
税収入額	1 市税	43,807,930 千円	43,792,260 千円
	2 個人の県民税	10,357,557	10,457,736
	3 合 計	54,165,487	54,249,996
徴 税 費	4 人件費	581,624	595,049
	5 需用費	71,838	66,998
	6 諸費	13	13
	7 その他	243,492	214,281
	8 合 計	896,967	876,341
個人県民税 徴収取扱費	9 合 計	398,860	413,713
税収入額に対 する徴税费の 割合	10 $(8) \div (3)$	1.7 %	1.6 %
	11 $((8)-(9)) \div (1)$	1.1	1.1
徴税職員数	徴税職員	76 人	80 人
	その他の職員	0	0

2 市民税

(1) 市民税調定額及び納税者の調べ（現年課税分）

区 分		平成29年度				平成30年度			
		普通徴収分		特別徴収分		普通徴収分		特別徴収分	
		納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
個 納税者	均等割のみ	人 1,369	千円	人 4,008	千円	人 1,353	千円	人 4,185	千円
	均等割・所得割	22,419		97,691		22,251		99,244	
	計	23,788	3,298,680	101,699	12,087,435	23,604	3,281,421	103,429	12,245,476
人 納税者1人当たり課税額	122,611円				122,227円				
法 納税者	区 分	納税者数		割合		納税者数		割合	
	均等割のみ	社 3,934		% 60.6		社 3,865		% 59.7	
	法人税割のみ	-		0.0		-		0.0	
	均等割・法人税割	2,556		39.4		2,607		40.3	
	計	6,490		100.0		6,472		100.0	
人 納税者	区 分	納税者数		調定額		納税者数		調定額	
	均等割額	社 6,490		千円 771,911		社 6,472		千円 763,441	
	法人税割額	2,556		3,102,141		2,607		3,153,448	
	計	-		3,874,052		-		3,916,889	
	1社当たり課税額	596,926円				605,205円			

30年度（決算見込）

(2) 課税標準額段階別所得区分総所得金額等 (令和元年度当初課税)

課税標準の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税をした者		合計	
	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円
10万円以下の金額	3,200	1,657,025	243	185,119	5	5,060	1,177	978,229	341	103,061	4,966	2,928,494
10万円を超え 100万円以下	24,074	32,502,022	1,390	2,027,560	37	55,301	12,205	16,457,810	294	441,593	38,000	51,484,286
100万円 " 200万円 "	28,509	71,248,497	1,039	2,660,213	22	55,792	4,630	10,666,532	265	695,472	34,465	85,326,506
200万円 " 300万円 "	18,101	68,312,612	687	2,519,789	16	61,805	1,144	4,058,588	161	618,887	20,109	75,571,681
300万円 " 400万円 "	9,595	48,877,344	336	1,593,176	9	45,262	465	2,151,046	131	665,196	10,536	53,332,024
400万円 " 550万円 "	7,396	48,545,050	236	1,467,003	2	11,628	320	1,916,043	136	880,258	8,090	52,819,982
550万円 " 700万円 "	2,505	20,603,282	106	829,058	1	8,329	156	1,197,702	63	503,815	2,831	23,142,186
700万円 " 1,000万円 "	1,879	19,518,745	87	888,055	2	20,189	170	1,646,072	102	1,052,667	2,240	23,125,728
1,000万円を超える金額	1,283	24,813,022	126	3,281,247	1	11,570	170	3,071,156	109	2,437,007	1,689	33,614,002
合計	96,542	336,077,599	4,250	15,451,220	95	274,936	20,437	42,143,178	1,602	7,397,956	122,926	401,344,889

「市町村税課税状況等の調」から引用

(3) 所得者区分別所得割額等(令和元年度当初課税)

所有者区分	納税義務者数 人	構成比 %	総所得金額等 千円	所得控除額 千円	課税標準額 千円	算出税額 千円	税控除額等 千円	所得割額 千円	平均税率 %
給与所得者	96,542	78.54	336,077,599	115,150,264	220,927,335	13,251,676	721,833	12,529,843	6.0
営業等所得者	4,250	3.46	15,451,220	4,884,323	10,566,897	633,841	35,982	597,859	6.0
農業所得者	95	0.08	274,936	113,566	161,370	9,678	297	9,381	6.0
その他の所得者	20,437	16.63	42,143,178	18,550,835	23,592,343	1,414,706	82,324	1,332,382	6.0
分離課税をした者	1,602	1.30	7,397,956	2,095,780	20,017,681	763,677	42,741	720,936	6.0
計	122,926	100.0	401,344,889	140,794,768	275,265,626	16,073,578	883,177	15,190,401	6.0

「市町村税課税状況等の調」から引用

3 諸税

(1) 軽自動車税

ア 調定状況（現年課税分）

区 分		平成29年度		平成30年度		
		課税台数	調定額 円	課税台数	調定額 円	
原動機付 自転車	第一種（50cc以下）	17,402	35,344,600	16,874	34,266,500	
	第二種（51～90cc以下）	1,122	2,244,000	1,091	2,182,000	
	第二種（91～125cc以下）	5,441	13,058,400	5,599	13,437,600	
	小 計	23,965	50,647,000	23,564	49,886,100	
小型特殊自 動車	農耕作業用のもの	1,576	3,782,400	1,583	3,799,200	
	その他のもの	345	2,035,500	345	2,035,500	
	小 計	1,921	5,817,900	1,928	5,834,700	
軽自動車	二 輪	4,419	15,908,400	4,387	15,793,200	
	三 輪	2	9,200	3	12,300	
	四 輪	貨物用	10,394	47,510,300	10,306	48,108,300
		乗 用	33,177	280,001,100	34,235	301,022,100
	小 計	47,992	343,429,000	48,931	364,935,900	
二輪の小型自動車		4,027	24,158,000	4,037	24,222,000	
合 計		77,905	424,051,900	78,460	444,878,700	

30年度（決算見込）

イ 異動台数

年度	区分	原動機付自転車			小型特殊車		軽自動車				二輪の 小 型 自 動 車
		第一種 (50cc 以下)	第二種 (51～ 90cc)	第二種 (91～ 125cc)	農耕用	その他	二 輪	三 輪	四 輪		
								貨物	乗用		
29	創車	2,615	200	1,060	91	27	906	0	2,408	10,009	1,232
	廃車	3,150	226	886	86	26	892	0	2,440	8,873	1,136
30	創車	2,680	250	1,193	81	28	827	1	2,346	9,674	1,287
	廃車	3,143	239	931	90	44	851	0	2,178	8,438	1,174

(注) ミニカーは、原動機付自転車（50CC以下）に含む。

(2) 市たばこ税

区 分		30年度	
売渡し本数		320,887,220本	
課税標準数量		旧3級品の紙巻たばこを除く製造 たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
		310,434,760本	10,452,460本
税 率		5,692円/ 1,000本	4,000円/ 1,000本
税 額		1,730,844,537円	
1箇月平均税額		144,237,045円	
伸 率	売り渡し本数	△ 6.9%	
	税 額	△ 3.1%	

注：旧3級品の紙巻たばことは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマをいう。

4 固定資産税

(1) 調定状況（現年課税分）

区		分	29 年 度	30 年 度
純 固 定 資 産 税	課税標準額（千円）	土地	644,467,180	633,083,505
		家屋	547,539,973	540,482,429
		償却資産	223,332,317	225,171,847
		計	1,415,339,470	1,398,737,781
	調定額（円）	土地	8,935,979,670	8,795,966,800
		家屋	7,363,263,450	7,259,425,700
		償却資産	3,126,464,300	3,152,396,600
		計	19,425,707,420	19,207,789,100
	納税者（人）	土地・家屋	92,189	92,887
		償却資産	2,554	2,590
		計	94,743	95,477
	交付金	調定額（円）	交付金	80,260,100
計			80,260,100	80,161,900
固定資産税調定額（円）			19,505,967,520	19,287,951,000

注：30年度は決算見込み

(2) 土地（法定免税点以上）

区	分	地積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	筆 数	㎡当たり 平均価格 B/A
30年度	一般田	7,044,767	795,135	10,736	113
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・ 市街化田	339,244	11,434,319	1,278	33,705
	一般畑	7,383,907	568,410	13,816	77
	勧告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・ 市街化畑	655,407	36,568,154	2,224	55,795
	宅 地	22,358,782	1,642,882,239	126,087	73,478
	一般山林	3,400,684	132,526	2,963	39
	介在山林	92,917	225,162	261	2,423
	原 野	105,397	4,696	55	45
	雑種地	3,549,720	85,016,816	9,930	23,950
	計	44,944,565	1,777,630,003	167,379	39,552
31年度	一般田	7,019,618	792,451	10,696	113
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・ 市街化田	327,204	11,090,796	1,250	33,896
	一般畑	7,341,322	565,098	13,736	77
	勧告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・ 市街化畑	628,959	34,377,674	2,156	54,658
	宅 地	22,419,993	1,630,419,645	126,794	72,722
	一般山林	3,411,449	132,989	2,975	39
	介在山林	92,298	190,598	266	2,065
	原 野	105,397	4,696	55	45
	雑種地	3,569,124	83,973,935	9,996	23,528
	計	44,929,104	1,761,550,428	167,953	39,207

注：「固定資産概要調書」より

(3) 家屋（法定免税点以上）

区	分	棟数	床面積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	㎡当りの平均価格B/A (円)	
30年度	木造	専用住宅	51,426	5,420,349	170,385,131	31,434
		併用住宅	2,084	260,266	4,151,249	15,950
		附属家	3,525	134,917	626,887	4,646
		アパート	2,562	520,445	15,449,097	29,684
		事務所・銀行店舗	772	74,582	1,853,432	24,851
		工場・倉庫	404	51,245	339,339	6,622
		その他	153	12,988	422,938	32,564
	計	60,926	6,474,792	193,228,073	29,843	
	非木造	住宅・アパート	11,488	3,554,487	180,468,257	50,772
		その他	7,474	4,034,586	167,406,363	41,493
		計	18,962	7,589,073	347,874,620	45,839
合	計	79,888	14,063,865	541,102,693	38,475	
31年度	木造	専用住宅	51,835	5,472,006	177,289,702	32,399
		併用住宅	2,050	256,847	4,167,096	16,224
		附属家	3,456	133,340	631,369	4,735
		アパート	2,580	530,788	16,632,534	31,336
		事務所・銀行店舗	781	75,801	1,954,106	25,779
		工場・倉庫	406	51,291	365,635	7,129
		その他	149	12,754	421,865	33,077
	計	61,257	6,532,827	201,462,307	30,838	
	非木造	住宅・アパート	11,564	3,577,096	183,193,528	51,213
		その他	7,449	4,044,802	170,442,577	42,139
		計	19,013	7,621,898	353,636,105	46,397
合	計	80,270	14,154,725	555,098,412	39,216	

注：「固定資産概要調書」より

(4) 償却資産（法定免税点以上）

区 分		課 税 標 準 額 （千円）		
		30 年 度	31 年 度	
市 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	個 人	1,620,823	1,791,740
		法 人	51,559,521	49,918,158
		計	53,180,344	51,709,898
	機 械 及 び 装 置	個 人	264,942	335,760
		法 人	83,941,167	85,337,121
		計	84,206,109	85,672,881
	船 舶	個 人	6,927	6,219
		法 人	113,444	123,156
		計	120,371	129,375
	航 空 機	個 人	0	0
		法 人	0	0
		計	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	個 人	477	1,112
		法 人	805,867	684,438
		計	806,344	685,550
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	個 人	450,962	488,455	
	法 人	36,440,609	35,822,248	
	計	36,891,571	36,310,703	
小 計	個 人	2,344,131	2,623,286	
	法 人	172,860,608	171,885,121	
	計	175,204,739	174,508,407	
法 第 三 百 八 十 九 条 関 係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	47,966,546	47,637,853
		計	47,966,546	47,637,853
	県知事が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	909,869	1,236,385
		計	909,869	1,236,385
	小 計	個 人	0	0
		法 人	48,876,415	48,874,238
		計	48,876,415	48,874,238
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			0	0
合 計	個 人	2,344,131	2,623,286	
	法 人	221,737,023	220,759,359	
	計	224,081,154	223,382,645	

注：「固定資産概要調書」より

第5章 財産管理

資産経営課、庁舎管理課

第1節 市有財産

市有財産（土地・建物等）は行政財産と普通財産に分類しており、行政財産の管理に関する事務は、使用又は所管する課の長が分掌している。行政財産とは、市有財産のうち市が公用（公用財産）又は公共用（公共用財産）に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産には市庁舎、消防庁舎などの施設があり、公共用財産には学校、公営（市営）住宅、公園、公民館、幼稚園、保育園、福祉会館、図書館、博物館などの施設がある。

普通財産の管理に関する事務は、資産経営課長が分掌している。普通財産とは、行政財産以外は一切の市有財産で、貸付地、貸付建物、空地などがある。また、これらの他に有価証券（株券）、出資による権利、基金などがある。

これらの市有財産管理に関する必要事項については、平塚市市有財産規則に基づき運用している。

市有財産状況

平成31. 3.31現在（単位 m²）

区 分		土地（地 積）	建 物		
			木 造 （延面積）	非木造（延面積）	延面積計
公 用 財 産	市 庁 舎	31,860.11	6.62	46,421.95	46,428.57
	消 防 施 設	12,268.20	0.00	6,948.58	6,948.58
	その他の施設	19,605.35	354.58	2,405.89	2,760.47
公 共 用 財 産	学 校	827,752.79	1,497.24	317,653.71	319,150.95
	公 営 住 宅	103,064.52	903.21	74,378.10	75,281.31
	公 園	694,445.19	510.57	65,531.57	66,042.14
	その他の施設	543,303.04	2,379.24	122,969.65	125,348.89
行 政 財 産 計		2,232,299.20	5,651.46	636,309.45	641,960.91
普 通 財 産 計		199,062.69	376.64	60,266.23	60,642.87
合 計		2,431,361.89	6,028.10	696,575.68	702,603.78

平成 31. 3. 31 現在 (単位 千円)

有価証券	出資による 権 利	基 金		
142,470	1,011,549	財政調整基金	現 金	6,960,262
		河口対策事業基金	現 金	320,152
		〃	債 券	270,000
		平塚市国民健康保険基金	現 金	273,923
		競輪事業基金	現 金	1,586,194
		競輪場施設整備基金	現 金	861,820
		庁舎建設基金	現 金	517,472
		みどり基金	現 金	63,382
		〃	債 券	1,289,190
		下水道事業環境整備基金	現 金	11,038
		〃	債 券	150,000
		文化振興基金	現 金	6,174
		〃	債 券	45,000
		介護保険給付費支払準備基金	現 金	730,436
		子ども・子育て基金	現 金	570,688
公共施設整備保全基金	現 金	3,244,426		
協働のまちづくり基金	現 金	21,274		

第 2 節 車両管理

本市では、庁用自動車を集散的に管理しており、修理、定期点検整備、各種自動車保険への加入、また、事故防止のための安全運転指導を行うなど、効率的な管理に努めている。

1 車両状況

平成 31. 3. 31 現在 (単位 台)

区 分	計	企画 政策部	防災 危機 管理部	総 務 部	産 業 振 興 部	公 営 事 業 部	市 民 部	福 祉 部	健 康 ・ こ ご も 部	環 境 部	ま ち づ く り 政 策 部	都 市 整 備 部	土 木 部	市 民 病 院	教 育 委 員 会	消 防
乗用関係車	10	5										1		3	1	
バ ス	2	1														1
清掃関係車	66									63		2	1			
衛生関係車	3									2			1			
建設関係車	19												19			
消防関係車	64															64
用 車	127	24		4	9	1	1	11	17	5	4	14	15		20	2
そ の 他	7		3											1	2	1
計	298	30	3	4	9	1	1	11	17	70	4	17	36	4	23	68

注：ほかに原動機付自転車 24 台、共用自転車 17 台

2 安全運転対策

庁用自動車の安全運転管理体制として、道路交通法第74条の3の規定に基づく正副安全運転管理者を設け、交通事故の防止に努めている。また、交通事故の処理については、損害賠償及び求償の履行方法等の調査、審議を行う「庁用自動車損害賠償等審査委員会」を設置し、適正かつ円滑に処理している。

なお、安全運転対策としては、次の諸施策を実施している。

- (1) 運行前点検の実施、運転日誌記載の励行
- (2) 安全運転推進のため、安全運転等講習会の実施
- (3) 「OD式安全性テスト診断」の実施
- (4) 事故を起こした者に対する運転適性検査受検の実施
- (5) 安全運転管理に対する広報、伝達
- (6) 事故防止対策会議の開催
- (7) アルコール検知器による検査の実施
- (8) 安全運転に関する実技研修会の開催
- (9) ドライブレコーダーの設置及び記録画像による各種検証の実施

第3節 市庁舎

平成31年3月31日現在

昭和39年11月9日に旧本庁舎、消防庁舎を開設し、昭和42年6月に附属庁舎として車両センターを開設したが、行政需要の増大に伴い庁舎の狭あい化が進み、昭和52年10月に新館(新庁舎建設に伴い平成26年6月から名称を「別館」に変更)を開設した。

また、平成3年4月1日に旧公害センター及び旧血液センターの建物を神奈川県から譲り受け、豊原分庁舎として供用している。新庁舎の完成に伴い、平成29年12月23日から休止している。

庁舎の耐震性の確保を図るとともに、庁舎の狭あい化、窓口の分散化を解消し、市民サービスを向上するため、平成23年9月21日から新庁舎建設工事に着手した。

平成26年5月21日に新庁舎建設の1期工事が完成し、6月30日に新庁舎の名称を市庁舎本館とした。

平成29年12月28日に2期工事が完成し、一部の出先機関等を除いた部署の移転が完了した。

1 庁舎の概要

(1) 本館(地上8階、地下2階)

ア 敷地面積	16,403.28 m ²
イ 建物延床面積	33,392.62 m ²
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(ラーメン構造)、免震構造
エ 基礎	ベタ基礎
オ 電気設備	受変電設備、自家発電設備、直流電源装置、各照明設備、電気時計、火災報知設備、放送無線、中央監視装置、雷保護設備、議員出退表示設備、コージェネレーション設備

- | | | |
|---|----------|---|
| カ | 給排水衛生設備 | 受水槽、冷却塔、雑用水槽、消火水槽、加湿・冷却塔用水槽、各階給湯室、各階洗面所、消火栓 |
| キ | 空気調和換気設備 | 遠心冷凍機、吸収式冷温水機、AHU、FCU、チラーユニット、パッケージ型空気調和機、ウォールスルー、全熱交換機、加湿器、送風機 |
| ク | エレベーター設備 | 乗用エレベーター6基、エスカレーター2基（上り1基、下り1基） |
| ケ | 電話設備 | デジタル交換機 |
| コ | 附帯設備 | 地下灯油タンク（45,000ℓ 1基） |
- (2) 消防庁舎（地上3階、地下1階）
- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| ア | 敷地面積 | 1,475.19 m ² |
| イ | 建物延床面積 | 2,439.12 m ² |
| ウ | 構造 | 鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） |
| エ | 基礎 | 独立基礎 |
- (3) 別館（地上3階）
- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| ア | 敷地面積 | 4,380.20 m ² |
| イ | 建物延床面積 | 5,165.70 m ² |
| ウ | 構造 | 鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） |
| エ | 基礎 | 独立基礎 |
- (4) 豊原分庁舎（地上3階、地下1階）
- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| ア | 敷地面積 | 2,325.42 m ² |
| イ | 建物延床面積 | 3,107.12 m ² |
| ウ | 構造 | 鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） |
| エ | 基礎 | 独立基礎 |

2 保守管理の委託状況

市庁舎の清掃、冷暖房機械の運転・保守管理等については、管理上の適正化、人事管理の合理化運営、管理経費の効率化から業者に委託している。

委託業務名

設備管理・警備業務、清掃業務、受付・電話交換業務、電気設備管理業務、防災設備管理業務、環境衛生管理業務、エレベーター保守管理業務

3 新庁舎建設事業

(1) 目的

旧本庁舎（昭和39年11月9日開設）は、建物の老朽化や高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応の不足といった問題を抱えていた。また、分散した庁舎は市民サービスや行政効率の低下を招く要因となっていた。さらに、平成7年に実施した庁舎耐震診断では耐震性の不安が指摘され、地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期の対応が求められていた。

新庁舎は、市民サービスの向上を目指して平塚税務署と合築することとなり、平成23年度から建設工事を進め、平成29年12月28日に完成した。

(2) 主な事業内容

平成 20 年	10 月	平塚市新庁舎建設基本構想の策定
平成 21 年	4 月	平塚市新庁舎建設基本計画の策定
平成 22 年	1 月	平塚市庁舎・国庁舎一体的整備基本設計が完成
平成 23 年	7 月	平塚市庁舎・国庁舎一体的整備実施設計が完成
	9 月	新庁舎建設工事に着手
平成 26 年	5 月	1 期建設工事が完成
	7 月	旧庁舎から移転し、新庁舎にて業務を開始
		2 期建設工事に着手
平成 29 年	10 月	2 期建設工事のうち、税務署部分を含む一部が完成
	11 月	平塚税務署が移転し、業務を開始
	12 月	2 期建設工事が完成、全ての移転が完了し、新庁舎にて業務を開始

第6章 出納・物品

契約検査課、会計課

第1節 出納の概況

本市における現金出納事務は、収入事務についてのみ伝票会計制度を採用している。昭和61年度から電算化により、また、平成12年9月から公共料金の口座自動振替払を進め事務の合理化を図っている。この公金の出納事務を取り扱う指定金融機関及び出納取扱金融機関は、横浜銀行・スルガ銀行・平塚信用金庫の順に1年交替制をとっており、平成30年7月からは横浜銀行により、市役所派出所へ、7人（延べ人数）が派遣されている。派出所における出納事務については、平成4年3月1日より午前9時から午後4時まで行っている。

本市では、指定代理金融機関は11行、収納代理金融機関は6行を指定し、市民の便を図っている。

物品の出納については、共通物品（20品目）を指定し、これらの一括購入によって経費の節減に努め、払い出しは、原則として第2・第4水曜日の午前9時30分から午前11時までと限って計画的に行っている。また、備品については、財務会計システムによる備品台帳管理を行い、事務の効率化においても成果をあげている。

出納事務取扱件数 (単位 件)

年度	区分 収入原符 (収入件数)	支出命令書				
		口座振込	払込	郵便振替	小切手払	窓口払
29	1,407,283	50,952	2,895	0	0	1,428
30	1,418,102	51,402	2,683	0	0	1,335

第2節 物品購入及び契約

1 契 約

(1) 物品関係等入札参加登録業者の資格審査、物品購入契約

登録業者数

	計	市内	市外
平成30年4月1日現在 ※一般委託・物品の延べ件数	6,494社	451社	6,043社

※一般委託・物品の両方に登録している業者は、財務会計システムの統計データ上、それぞれ1件として集計する。

物品購入取扱実績 (平成31.3.31現在)

契約依頼数	総数	契約総額
1,185件	1,792件	279,006千円

第7章 工事検査

契約検査課

本市が発注した建設工事が、設計のとおり適正に施工されたか検査をしている。平成30年度の完成検査、出来高検査及び中間技術検査の結果は、適正に施工されていた。

1 検査状況

部課名 金額(万円)	種別	産業 振興部	都市整備部			土木部			教育 委員会	計
		農水産 課	みどり公 園・水辺 課	建築 住宅課	都市整 備課	道路 管理課	道路 整備課	下水道 整備課	教育 施設課	
以上～未満 130～ 500	完 成	1	3	6			6	1	6	23
	出来高									
	中 間									
500～ 1000	完 成	3		4			9	8	6	30
	出来高									
	中 間									
1000～ 3000	完 成	1	1	10		2	13	5	10	42
	出来高									
	中 間									
3000～ 17000	完 成	1		12			3	15	6	37
	出来高									
	中 間			3				1		4
17000～	完 成			1				1		2
	出来高									
	中 間			1				2		3
計	完 成	6	4	33		2	31	30	28	134
	出来高									
	中 間			4				3		7
									合計	141

第8章 人事・福利厚生

職員課

第1節 職員の定数

1 職員の定数と現員		平成31年4月1日現在	
部 局 別	定数 (人)	現員 (人)	
市長の事務部局の職員	1,287	1,190	
議会の事務部局の職員	17	13	
選挙管理委員会の事務部局の職員	8	7	
監査委員の事務部局の職員	9	8	
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	340	275	
農業委員会の事務部局の職員	9	7	
市民病院の職員	638	621	
消防職員	消 防 吏 員	265	254
	一 般 職 員	3	2
計	2,576	2,377	

※休職者、育児休業をしている者及び消防吏員のうち初任の教育中の者は、定数外扱いとしている。

第2節 職員研修

1 研修の動向

職員研修は、分権時代を担う自律的な人材を育成することを目的とし、職員が持つ創造性や自主性等を十分に生かしつつ、管理職員のマネジメント能力及び政策立案能力の向上を図ることを重点に実施してきた。

「平塚市職員育成基本方針」に基づき、「市民と共に考え、何事にもチャレンジする職員」の育成を目指し、これまで以上に職員の持つ創造的かつ個性的な能力を引き出し、「自分磨きは自分で」を基本姿勢として、集合研修、職場研修、派遣研修及び自己啓発研修の4つのカテゴリーに位置付け、研修を実施した。

集合研修では、階層別研修の中で採用時から5年目までを基本研修として早期即戦力を目指し、その後は昇格後に各階層に応じたスキルアップ研修を実施した。

管理職研修では、課長と担当長が共通の考えで職場のマネジメントを行えるように、合同で研修を実施した。また、管理・監督者に昇格する前に管理職予定者研修を行うなど、マネジメント力の強化に重点を置いた。

能力開発研修では、公募を基本に職務遂行能力向上のための研修を実施した。さらに、広範な知識を持って効率的に仕事を遂行していくため、自分の担当する仕事以外の他課の仕事を学ぶための「行政基本講座」の講座を実施し、職員の学ぶ場の拡充を図った。

特別研修では、仕事と家庭を両立し、女性の活躍を後押しするための研修と、働き方改革を推進するため、課長職を対象とした時間外勤務削減研修を実施した。

派遣研修では、各行政分野における事務事業の専門化に対応するため、各種研修専門機関等へ

の派遣を通じて業務遂行能力等の強化を図った。

自己啓発支援では、職員の能力開発の基本と考え、学ぶ時間と場所を自由に選択しやすいeラーニング講座を行った。

2 研修実施結果

(1) 集合研修

ア 基本研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
新採用職員研修	平成30年4月1日付け及び平成29年10月1日付け採用職員	16	75	ビジネスマナー、市の概要、普通救命講習、福祉体験など（4月、10日間、75人） メンタルヘルスセミナー、各部の業務など（6月、2日間、64人） 課題研究、討議及び発表（9月、2日間、59人） 地方自治法、地方公務員法（12月、1日間、64人） 1年間のフォローアップ（3月、1日間、59人）
	平成30年10月1日付け採用職員	5	5	市の概要、サービスなど（10月、5日間、5人）
採用2年目職員研修	採用後2年目の職員	2	50	民法、タイムマネジメント
採用3年目職員研修	採用後3年目の職員		33	行政法、説明力強化
採用4年目職員研修	採用後4年目の職員		47	政策法務、企画力・業務改善
採用5年目職員研修	採用後5年目の職員		43	キャリアデザイン、行革・総合計画

イ 昇格後研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
主任研修	平成30年度に昇格した職員	1	52	政策立案・形成
主査4級研修			47	ミドル・リーダーシップ
主査5級研修			39	プレマネジメント
6級（主管・担当長）研修			29	財政・行革・議会・女性活躍推進・障害者差別解消法

ウ 管理職研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
新任課長研修	平成30年度に昇格した職員	2	17	課長職の目標によるマネジメント、職場の活性化
	新任課長の属する課の担当長	1	26	
新任担当長及び新任課長代理研修	平成30年度に昇格した職員	2	28	職場の活性化と人材育成
6級及び管理職任用候補者研修	令和元年度に昇格予定の職員	1	32	議会、職場のマネジメント
管理者セミナー	部長級及び課長級の職員	1	80	職場のマネジメント

エ 能力開発研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
ヒューマンエラー防止	各部からの推薦職員	1	32	正確な事務処理を行う職場づくり
データ分析	主任級から担当長級までの職員	1	32	政策立案をするためのデータ収集及び活用手法

オ 行政基本講座

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
契約の基礎知識	採用1年目から課長代理級までの希望者	1	64	契約に関する基本的な知識
法令の基礎知識			23	法令に関する基本的な知識
法制執務の基礎知識	採用4年目から課長代理級までの希望者		16	条例等の制定・改廃等に関する知識
議会の基礎知識	主査4級から課長代理級までの希望者		52	議会の機能や仕組みと議案の上程に関する知識
財政の基礎知識	主任級から課長代理級までの希望者		44	平塚市の財政状況と予算決算などの基本的な知識

カ 特別研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
大磯町、二宮町合同研修	採用1年目から採用5年目までの希望者	1	3	アサーティブコミュニケーション
	採用1年目から課長代理までの希望者		7	マネジメントの基礎
茅ヶ崎市合同研修	採用2年目の希望者		17	共働力量向上
	希望者		57	活気ある職場づくりセミナー
人事評価者研修	新たに評価者となった職員		41	人事評価制度における評価者の役割、具体的な評価方法について
被評価者研修	平成30年4月1日付け及び平成30年10月1日付け採用職員並びに未受講者		71	人事評価制度の円滑な運用を図るため、被評価者に対して研修を実施した
再任用職員研修	令和元年度に再任用になる職員		36	再任用職員になる心構え
女性職員ステップアップ研修	主査4級女性職員		27	女性職員が活躍できる職場づくり
女性が活躍する職場づくり研修	課長級職員		17	女性職員が生き生き働くことができる職場づくりのためのテクニック
時間外削減	課長級職員		25	時間外を削減するための組織づくり

(2) 派遣研修

自治大学校（3人）、市町村職員中央研修所（11人）、市町村研修センター（187人）、日本経営協会（6人）、全国建設研修センター（5人）、国土交通大学校（2人）、県土整備局（6人）、行政課題等調査研究研修（2人）、内閣府（1人）、国土交通省（2人）、神奈川県（2人）、後期高齢者医療広域連合（2人）、岩手県花巻市（1人）、その他の機関（22人）

(3) 自己啓発研修

eラーニング受講者（17人）

第3節 福利厚生

職員及び家族の生活の安定や健康、福祉の向上を図ることを目的とした福利厚生事業を行った。

1 健康管理

職員及び家族の医療は、神奈川県市町村職員共済組合の医療保険にて行われている。

職員の健康管理については、定期的に次のような集団健診等を行い、早期発見、早期治療及び疾病の予防に努めている。また、メンタルヘルス疾患に対応するため「心の健康診断（セルフチェック）」を実施し、個人の発症・再発予防や、職場環境の改善に努めている。

健康診断等受検状況

平成30年度

種別	項目等	受検者数（人）
定期健康診断	診察、保健相談、身体測定、視力測定、聴力測定、尿検査、血圧測定、心電図、血液検査（肝・腎機能、貧血、脂質等）、胸部レントゲン検査、大腸がん検査（便潜血）	3,128
雇入時健康診断	新規採用職員対象（定期健康診断項目から大腸がん検査を除いて実施）	170
特別健康診断	有機溶剤業務・VDT作業・深夜業務・高気圧業務・放射線業務従事者等	632
消化器健康診断	胃部X線間接撮影（教育委員会の希望者のみ）	22
人間ドック	1日コース・1泊2日コース（35歳以上の希望者）	995
B型肝炎予防接種	B型肝炎ワクチン筋肉注射（特定職員）	177
破傷風予防接種	破傷風トキソイド筋肉注射（特定職員）	97
ストレスチェック	心の健康診断（セルフチェック）	2,149

※受検者数は、平塚市民病院職員を含む延べ人数

2 福利厚生事業委託

(1) 委託先

定数条例で定められている職員等で構成する平塚市職員共済会に委託

(2) 平成30年度の主な委託事業内容

ア 厚生事業

総合健康診断（人間ドック）助成

イ 文化・体育事業

サークル活動助成

第9章 情報政策

情報政策課

本市の情報化は、「平塚市情報化基本方針」に基づき、地域の活性化や市民の利便性向上をはかるために各施策を展開する地域情報化と行政サービスの向上や事務の効率化を図るための住民記録システムや税システムなどの基幹情報システムとグループウェアなど内部事務の効率化を図るための庁内行政情報システムを運用管理する庁内情報化により事務事業を推進している。

1 情報化の推進

(1) 平塚市情報化基本方針

平成28年度に「平塚市総合計画～ひらつかNexT～」として策定された総合計画の基本姿勢を実現するための情報化を推進する指針として平成29年3月に平塚市情報化基本方針を策定した。なお、この方針は次の3つの柱で構成されている。

【方針1】 魅力あるまちづくりに向けて情報通信技術を活用する。

【方針2】 情報システムに関するコストを抑制する。

【方針3】 情報セキュリティを維持・向上する。

(2) 情報化推進本部

本市の情報化施策の円滑な推進を図るため、平成15年10月1日に市長を本部長とする平塚市情報化推進本部を設置し、その下部に情報化に関する計画や施策等を審議するための機関として、情報化推進委員会を設置した。

(3) 情報セキュリティの推進

本市が持つ情報資産をさまざまな脅威から保護するために、基本方針並びに対策基準で構成される平塚市情報セキュリティポリシーを平成15年12月に策定し、情報セキュリティを推進してきた。そして、社会保障・税番号制度の開始や標的型攻撃メールなど新たな脅威に対応するため、平成27年11月に平塚市情報セキュリティポリシーを全面改正し、情報セキュリティ対策の強化を図った。なお、この改正において、情報セキュリティに係る重要事項を決定する機関として副市長を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置し、その下部に情報セキュリティの推進に係る事項を審議するための機関として、情報セキュリティ部会を設置した。

平成28年度から全面改正した情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ内部監査を実施しており、平成30年度は21課の監査を実施した。

2 庁内情報化

(1) 基幹情報システム

住民記録システム、税システム、国民健康保険システム、介護保険システム、児童手当システムなどの基幹情報システムの運用は、昭和41年の電子計算機導入に始まり、情報技術の進展に伴い、大型汎用コンピュータにより運用をしてきた。平成18年度からは、コスト削減と分散化による業務効率化を図るため、汎用コンピュータからオープンシステムに切り替える事業を進め、平成22年3月に汎用コンピュータをすべて撤去した。

定期的なネットワークやシステムの監視を行うなど適切なセキュリティ対策を実施し、引き続きシステムの円滑な運用と適切な保守を行っていく。

(2) 庁内行政情報システム

平成 11 年度に財務会計システムを導入し、以来、グループウェア（電子メールやスケジュール管理などグループでの情報共有システム）、文書管理システム、庁内GIS、庶務事務システムなどの庁内行政情報システムの整備・運用を行ってきた。また平成 14 年度からは、順次職員へのパソコン配備を進め「一人 1 台体制」の整備と市庁舎及び市関係施設を繋ぐ庁内LAN（イントラネット）の構築を行った。

3 地域情報化

(1) ほっとメールひらつか

防犯情報や行方不明者情報、火災情報、地震風水害情報、警戒情報、子育て情報、光化学スモッグ情報などを、登録された携帯電話やパソコンなどのメールアドレスへ配信している。

(2) 公衆無線LAN（Wi-Fi）

市民生活の利便性向上、経済活動の活性化及び災害発生時における比較的安定した通信手段の提供を目的として、平成 30 年度に、市庁舎本館、平塚競技場、平塚総合体育館、平塚球場、ひらつかアリーナ、ビーチセンター及び高麗山公園レストハウスの 7 拠点到公衆無線LAN（Wi-Fi）を整備し平成 31 年 1 月 4 日からサービスを開始した。

(3) 公開型地理情報システム

平成 21 年 4 月から公開型地理情報システムによる認定路線網図の配信を開始した。このシステムは、市民や事業者が市役所に来庁せずとも、パソコンやスマートフォンなどを利用して、いつでも、手軽に地理情報を入手できるようにするため、地図とそれに関連する地理情報をデータ化し、インターネット上に、視覚的に公開するものである。

平成 30 年度は、観光マップや学区など 18 種類の情報を追加し、平成 30 年度末現在、公開した地理情報は、52 種類に拡充した。

(4) オープンデータ

平成 27 年 12 月 1 日に地域経済の活性化、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による公共サービスの実現に向けて、平塚市オープンデータの推進に関するガイドランを策定し、データの整備を進めた。平成 27 年度には市ホームページにオープンデータライブラリを開設し避難所データ及び AED 設置場所データを公開し、以降、順次、公開データの充実を図っている。平成 30 年度は、公衆無線LAN（Wi-Fi）設置施設データを追加し、平成 30 年度末現在、公開したデータは、24 種類に拡充した。

(5) 公共施設予約システム

平成 6 年 2 月から「公共施設予約システム」を稼働している。このシステムは、スポーツ施設や文化施設の情報をコンピュータで一元的に処理し、市民用端末、電話及びFAXにて施設利用の抽選申込み、空き予約、空き状況の照会等を行うことができるものである。平成 14 年 10 月にシステムを更新し、新たにホームページによるサービス提供を追加した。また、平成 18 年 10 月から利用時間を午前 6 時から午後 11 時まで拡充した。さらに、平成 24 年 10 月のシステム更新に合わせ、市民の利用状況を踏まえ電話、FAXでのサービスを廃止した。

第10章 情報公開・個人情報保護

市民情報・相談課

第1節 情報公開

市民参加による公正で開かれた市政の実現を目指すため、平成5年7月1日に施行した平塚市公文書公開条例を廃止し、新たに平成15年7月1日に平塚市情報公開条例を施行した。

本市における情報公開制度は、主として、行政文書の公開制度により構成しているが、これを補完する情報提供についても拡充に努めている。

平成30年度における運用状況は次のとおりである。

1 行政文書公開請求・申出の状況

行政文書公開請求件数	任意的公開申出件数	合計
56件	53件	109件

2 行政文書公開請求・申出の実施機関別内訳

実施機関名	件数
市長	83 (37)
教育委員会	22 (14)
選挙管理委員会	0 (0)
公平委員会	0 (0)
監査委員	0 (0)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
病院事業管理者	4 (2)
議会	0 (0)
合計	109 (53)

() 内は申出件数。

3 行政文書公開請求・申出の処理内訳

区分	行政文書公開請求件数	任意的公開申出件数	合計件数
公開	13	31	44
一部公開	33	18	51
拒否	2	0	2
審査中	6	0	6
取下げ	2	4	6
合計	56	53	109

4 審査請求の処理状況

	件数
審査請求件数	5
(平塚市情報公開審査会に諮問)	4
審議件数	4
(諮問前に取下げ)	0
(諮問後に取下げ)	1
(答申件数)	1
(次年度へ継続審議)	2

5 附属機関等の会議公開状況

	附属機関	懇話会等	その他の会議	合計
附属機関等の数	72	8	5	85
会議開催数	174	13	21	208
(公開)	94	7	21	122
(一部公開)	14	0	0	14
(非公開)	66	6	0	72
傍聴者があった会議数	23	0	4	27
傍聴者数	43	0	10	53

* 介護認定審査会については、非公開の会議であり、ほぼ毎日開催しているため開催数には含めていない。

* 公民館運営審議会については、公民館を対象とした会議のため、年度途中から公民館報などでの周知によることとしたため、開催数には含めていない。

第2節 個人情報保護

市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、平成7年7月1日に平塚市個人情報保護条例（以下「条例」。）を施行した。

本市では、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を条例で明らかにするとともに、個人情報の保護と適正な運用を図っている。

平成30年度における運用状況は次のとおりである。

1 利用状況（簡易開示は除く）

請求区分	請求件数
開 示	54件
訂 正	0件
利用停止	0件
合 計	54件

2 開示請求等処理内訳（簡易開示は除く）

請求区分	開 示	訂 正	利用停止	合計件数
開示・承諾	28	0	0	28
一部開示	13	0	0	13
拒 否	10	0	0	10
審 査 中	2	0	0	2
取下げ等	1	0	0	1
合 計	54	0	0	54

3 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	2
（平塚市個人情報保護審査会への諮問）	0
審議件数	0
（答申件数）	0
（次年度へ継続審議）	0

4 平塚市個人情報保護運営審議会への諮問状況

	件 数
諮問件数	11
審議件数	11
（承認）	7
（不承認）	4

5 個人情報取扱事務登録状況

	年度当初 登録数	年度末 登録数
市長	759	771
教育委員会	137	143
選挙管理委員会	20	20
公平委員会	2	2
監査委員	2	2
農業委員会	15	15
固定資産評価審査委員会	2	2
病院事業管理者	30	30
議会	9	9
合 計	976	994

6 簡易開示の状況

簡易開示請求があった試験	簡易開示件数
10	17

7 平塚市個人情報保護条例第50条第2項の規定（電子計算機による外部委託等）に基づく平塚市個人情報保護運営審議会への報告件数

180件

8 個人情報の漏えい事故等の件数

4件